

明楽寿友の会 規約

2005年10月1日制定

1. 明楽寿友の会は、アカラックス株式会社の活動に興味を持ち、アカラックスの活動を支援しようとする、個人および団体を会員とする組織です。
2. 明楽寿友の会事務局はアカラックス株式会社の社内に置きます。
3. 会員となることを希望する個人または団体は、事務局に会員申込書を送付してください。事務局から会員証をお送りします。
4. 入会金は、個人で入会する場合1人1,000円、団体の場合は1団体10,000円とします。年会費は個人の場合1人1,000円、1団体10,000円とします。
5. アカラックス株式会社は明楽寿友の会のメンバーの共済制度として明楽寿共済を運営します。
6. 個人会員が明楽寿共済に加入する場合は、共済保険料を払い込んでいる間は、年会費の払込は不要とします。また入会と同時に明楽寿共済にも加入する場合には、入会金の支払いも不要とします。
7. 団体会員の所属員が明楽寿共済に加入する場合、共済保険料を払い込んでいる所属員が3人以上いる場合はその団体の年会費の払込は不要とします。また団体の入会と同時にその所属員のうち3人以上が明楽寿共済にも加入する場合には、その団体の入会金の支払いも不要とします。
8. 会員が明楽寿友の会を退会する場合、入会金および年会費は払い戻しません。
9. アカラックス株式会社は明楽寿友の会のメンバーのために保険に関する様々なアドバイスを提供します。また、保険コンサルティングの料金を割り引きます。
10. アカラックス株式会社は明楽寿友の会のメンバーに対してアカラックス株式会社と明楽寿友の会、明楽寿共済の活動状況を報告するためのメールマガジンを毎月1回発行します。
11. アカラックス株式会社は随時、明楽寿友の会のメンバー向けのセミナーを開催します。